

「検査検定、資格認定等に係る利用者の負担軽減に関する調査」の  
結果に基づく勧告に対する改善措置状況（回答）の概要（ポイント）

【勧告先】 内閣府、国家公安委員会（警察庁）、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、財務省、  
文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省  
【勧告日】 平成 23 年 10 月 14 日 【回答日】 平成 24 年 6 月 29 日～7 月 30 日

## 1 調査概要

- 検査検定制度・資格制度に関する事業（検査、試験、講習等）の多くを行う公益法人に対しては、閣議決定等に基づき負担軽減等の視点に立った徹底的な見直しが求められており、利用者からは手数料等の引下げなどを求める意見要望が多数寄せられている。また、利用者の金銭的・手続的な負担の実態は必ずしも明らかではない状況
- これらの状況を踏まえ、利用者の負担軽減を図る観点から、検査検定制度等に関する事業の実施状況等について調査し、①手数料等の適正化の推進、②公益法人における会計処理の適正化の推進、③申請手続の負担軽減等の推進などの課題について勧告
- この勧告に対し、各府省がどのような改善措置を講じたか、その結果を公表するもの（平成 24 年 4 月 16 日現在）

## 2 主な勧告事項及び関係府省が講じた改善措置状況

### (1) 手数料等の適正化の推進

勧告事項	措置状況
① 手数料等の妥当性を検証できる積算資料がないものについて、改めて妥当性を検証（171 事業）	① 妥当性を検証したものが 137 事業、検証予定などのものが 34 事業
② 実費より高く積算しているなど手数料等の設定が不適切となっているものについて、速やかな見直し（51 事業）	② 見直しを行ったものが 17 事業、見直し予定などのものが 34 事業
③ 手数料等の積算根拠について公開を徹底（322 事業）	③ 積算根拠を公開したものが 171 事業、公開予定などのものが 151 事業

### (2) 会計処理の適正化の推進

勧告事項	措置状況
① 事業の収支均衡を図り、手数料等の適正水準を確保するための区分経理の適切な実施（147 事業）	① 区分経理を実施したものが 21 事業、実施予定などのものが 126 事業
② 使途が具体的に特定されていないなど公益法人における引当資産が不適切となっているものについて、内容を厳しく精査（36 資産）	② 見直しを行ったものが 26 資産、見直し予定などのものが 10 資産

### (3) 申請手続の負担軽減等の推進

勧告事項	措置状況
① 不必要な資料の提出を求めているなど申請手続が不適切となっているものについて、見直し（18 事業）	① 見直しを行ったものが 7 事業、見直し予定などのものが 11 事業
② 資格取得要件等が不適切となっているものについて、見直し（15 事業）	② 見直しを行ったものが 4 事業、見直し予定などのものが 11 事業
③ 的確な情報提供など利用者への配慮の徹底（50 事業）	③ 見直しを行ったものが 24 事業、見直し予定などのものが 26 事業

### (4) 指導監督の徹底

勧告事項	措置状況
① 公益法人に対する立入検査の適切な実施	① 指摘した 38 法人のうち、立入検査を行ったものが 13 法人、今後行う予定としたものが 25 法人
② 事業を行う全公益法人に対する点検の実施	② 指摘した 12 府省のうち、点検を終えたものは国家公安委員会（警察庁）及び金融庁の 2 府省、点検中のものが 10 府省

※ 勧告及び結果報告書は、総務省ホームページに掲載しています。

## 検査検定、資格認定等に係る利用者の負担軽減に関する調査結果に基づく勧告に対する改善措置状況（回答）の概要

### 【調査の実施時期等】

- 1 実施時期 平成22年7月～23年10月
- 2 調査対象機関 調査対象機関：内閣府、宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会（警察庁）、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省  
関連調査等対象機関：公益法人、関係団体等

【勧告日及び勧告先】 平成23年10月14日 内閣府等13府省に対し勧告

【回答年月日】 平成24年6月29日～24年7月30日

内閣府	平成24年7月9日	国家公安委員会(警察庁)	平成24年7月5日	金融庁	平成24年7月6日
消費者庁	平成24年7月17日	総務省	平成24年7月5日	法務省	平成24年7月6日
財務省	平成24年7月9日	文部科学省	平成24年7月2日	厚生労働省	平成24年7月30日
農林水産省	平成24年7月10日	経済産業省	平成24年7月6日	国土交通省	平成24年7月9日
環境省	平成24年6月29日				

### 【調査の背景事情】

- 国が法令等に基づき設けている検査検定制度・資格制度（全447制度）の利用に当たっては、手数料等の納付や申請書類の提出などの金銭的・手続的な負担が伴う
- これら制度に係る事業（検査、試験、講習等）の実施主体の多くを占める公益法人に対しては、閣議決定等により負担軽減等の視点に立った徹底的な見直しが求められているところ（「政府関連公益法人の徹底的な見直しについて」（平成21年12月25日閣議決定）等）
- さらに、これら制度に係る手数料等の引下げ、申請手続の簡素化等の負担軽減を求める国民からの意見要望多数
- また、制度利用者の金銭的・手続的な負担の実態は必ずしも明らかでない状況
- この行政評価・監視は、上記の状況を踏まえ、利用者の負担軽減を図る観点から、139制度（332事業）を選定し、検査、試験、講習等の事業の実施主体として多くの制度に関与している公益法人を中心に、手数料等の設定状況、公益法人における会計処理の状況等を調査。

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p><b>1 手数料等の適正化の推進</b></p> <p><b>(1) 手数料等の積算根拠の有無</b> (勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>関係府省は、検査検定制度及び資格制度において、検査等の対価を伴う公益事業における手数料等の適正化及び透明化を図る観点から、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>○ 手数料等の積算資料がないもの及び一部の内容しか確認できないものについては、手数料等の妥当性を検証すること。(総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省)</p> </div> <p>(調査結果)</p> <p>○ 検査検定制度について、手数料等の額の妥当性を検証できる内容の積算資料がないものや、一部の内容しか確認できないものなど、明確な積算根拠に基づかずに手数料等を設定しているもの(41事業(47.1%))。</p> <p>○ 資格制度について、積算資料がないものや、一部の内容しか確認できないものなど、明確な積算根拠に基づかずに手数料等を設定しているもの(134事業(54.7%))。</p> <p><b>(2) 手数料等の設定・見直し状況</b> (勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○ 手数料等の設定・見直しが適切に行われていないものについては、速やかに改善のための措置を講ずること。(国家公安委員会(警察庁)、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)</p> </div> <p>(調査結果)</p> <p>○ 手数料等の積算の内容が実費より高くなっているなど不適切な積算を行っているもの(4制度(4事業))</p>	<p>&lt;改善状況&gt;</p> <p>→ 指摘した31法人の39事業のうち、積算根拠を確認し、手数料等の妥当性を検証したものが18法人の25事業、検証予定などのものが13法人の14事業</p> <p>(※ 調査で把握した41事業のうち2事業については、勧告前に自主的に改善されたため、勧告で指摘せず。以下、「調査結果」と「改善状況」において指摘事項数に差があるものについては同旨。)</p> <p>→ 指摘した54法人の132事業のうち、積算根拠を確認し、手数料等の妥当性を検証したものが37法人の112事業、検証予定などのものが17法人の20事業</p> <p>&lt;改善状況&gt;</p> <p>→ 指摘した4事業のうち、見直しを行ったものが4事業 [改善事例] 社団法人日本電気協会が実施している消防用設備等の更新認定について、平成24年度から31万5,000円の認定料を6万3,000円引き下げた。</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
○ 毎年、収入超過により相当額の剰余金が発生しているにもかかわらず、手数料等の額を据え置いているもの（5制度（5事業））	→ 指摘した5事業のうち、見直しを行ったものが2事業、見直し予定などのものが3事業 〔改善事例〕 社団法人日本ホームヘルス機器協会が行っている医療機器販売営業管理者の講習について、平成24年度から1万5,000円の受講料を1,000円引き下げた。
○ 講習の実施に係る経費が削減されているものについて、今後の収支を勘案し、受講料の見直しを検討する必要があるもの（1制度（1事業））	→ 指摘した社団法人日本水道協会が行っている水道技術管理者の講習について、講習会場の借上げや教材に係る経費の見直しなどを踏まえ、平成24年度から14万円の受講料を2万4,000円引き下げた。
○ 明確な積算根拠に基づかず、正会員と非会員の受講料に差を設けているもの（2制度（2事業））	→ 指摘した2事業については、いずれも見直しを行った。 〔改善事例〕 一般社団法人日本旅行業協会が実施している旅行業務取扱管理者の講習について、平成24年度から受講料に差額を設けないこととした。
○ 試験の全部が免除されているにもかかわらず、全科目を受験する者と同額の受験料を徴収するなど、受験料を割り引いていないもの（19制度（19事業））	→ 指摘した19事業のうち、見直しを行ったものが2事業、見直し予定などのものが17事業 〔改善事例〕 社団法人産業環境管理協会が実施している公害防止管理者の試験について、全科目免除となる者からは、これまで6,800円としていた受験料を徴収しないこととした。
○ 審査業務の省略化に応じ、手数料等を割り引く余地があるもの（3制度（3事業））	→ 指摘した3事業のうち、見直しを行ったものが1事業、見直し予定などのものが2事業 〔改善事例〕 一般社団法人日本内燃力発電設備協会が実施している消防用設備等の認定については、平成24年度から34万5,000円の認証料を31万円に引き下げた。
○ インターネットサイトからダウンロードすることが可能であるものや既に所持していることが予想されるテキストの代金を含む受講料を徴収しているもの（4制度（4事業））	→ 指摘した4事業のうち、見直しを行ったものが1事業、見直し予定などのものが3事業 〔改善事例〕

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>○ 講習において必ずしも使用しないテキストの代金を含む受講料を徴収しているもの（1制度（1事業））</p> <p>○ 他の資格の講習に用いるものと比べて高額なテキスト代を含む受講料を徴収しているもの（1制度（1事業））</p> <p><b>（3）手数料等の積算根拠の公開状況</b> <b>（勧告要旨）</b></p> <p>○ 手数料等の積算根拠の公開について、次の措置を講ずること。 ① 委託等事業に係る手数料等の積算根拠を公開していないもの及びその内容が不十分となっているものについては、速やかにこれを適切に公表すること。（総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省）</p> <p><b>（調査結果）</b></p> <p>○ 検査検定制度について、積算根拠が全く公開されていないものや積算根拠の一部の内容しか公開されず手数料等の妥当性を検証できないもの（20事業（95.2%））。</p> <p>○ 資格制度について、積算根拠が全く公開されていないものや積算根拠の一部の内容しか公開されず手数料等の妥当性を検証できないもの（74事業（100.0%））。</p> <p><b>（勧告要旨）</b></p> <p>② 推薦等事業の所管府省は、委託等事業と同様に、推薦等事業についても、公益事業の透明性の確保及び受験者等に対する説明責任を果たす観点から、原則として、手数料等の積算根拠をインターネッ</p>	<p>平成23年度に社団法人日本食品衛生協会等3団体共催で開催された食鳥処理衛生管理者の講習会では、これまで補助テキストとして使用されていた法規等に関するテキスト（9冊）の使用を取りやめ、テキスト代を1万4,970円削減した。</p> <p>→ 指摘した社団法人日本水道協会が実施している水道技術管理者の講習について、平成24年度から参考図書を購入を希望者のみとする予定である。</p> <p>→ 指摘した財団法人ビル管理教育センターが実施している建築物環境衛生管理技術者の講習について、平成25年度から使用する新テキストの販売価格を従来の2万2,000円から1万円以下に引き下げる予定である。</p> <p><b>&lt;改善状況&gt;</b></p> <p>→ 指摘した19事業のうち、積算根拠を公開したものが8事業、公開予定などのものが11事業</p> <p>→ 指摘した72事業のうち、積算根拠を公開したものが15事業、公開予定などのものが57事業</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>トで公開すること。(国家公安委員会(警察庁)、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省)</p> <p>また、内閣府は、推薦等事業の所管府省における積算根拠の公開の実施状況について、毎年度の「特例民法法人に関する年次報告」及びインターネットにおいて公表するなどのフォローアップを行うこと。</p> <p><b>(調査結果)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 検査検定制度について、積算根拠が全く公開されていないものや積算根拠の一部の内容しか公開されず手数料等の妥当性を検証できないもの(66事業(100.0%))。</li> <li>○ 資格制度について、積算根拠が全く公開されていないものや積算根拠の一部の内容しか公開されず手数料等の妥当性を検証できないもの(171事業(100.0%))。</li> </ul> <p><b>(勧告要旨)</b></p> <p>③ 事業の実施主体である公益法人による手数料等に係る積算根拠のインターネットにおける公開について検討すること。(国家公安委員会(警察庁)、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省)</p> <p><b>(調査結果)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 手数料等の額の妥当性を検証することができる内容の積算根拠が公開されているものは1事業のみ</li> </ul> <p><b>2 会計処理の適正化の推進</b></p> <p><b>(1) 区分経理の実施状況等</b></p> <p><b>(勧告要旨)</b></p> <p>関係府省は、検査検定制度及び資格制度に係る事務・事業を実施している公益法人における会計処理の適正化を図る観点から、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事務・事業ごとの収支状況が分かる検査料等支出明細書等を作成するなど、適切に区分経理を実施すること。(国家公安委員会(警察庁)、</li> </ul>	<p><b>&lt;改善状況&gt;</b></p> <p>→ 指摘した65事業のうち、積算根拠を公開したものが28事業、公開予定などのものが37事業</p> <p>→ 指摘した166事業のうち、積算根拠を公開したものが120事業、公開予定などのものが46事業</p> <p><b>&lt;改善状況&gt;</b></p> <p>→ 指摘した321事業のうち、積算根拠を公開したものが164事業、公開予定などのものが157事業</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p data-bbox="188 197 943 229">総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省)</p> <p data-bbox="188 234 322 266">(調査結果)</p> <ul data-bbox="165 271 1106 454" style="list-style-type: none"> <li>○ 検査検定制度について、区分経理を実施していないもの(18法人の26事業(29.9%))</li> <li>○ 資格制度について、区分経理を実施していないもの(36法人の129事業(52.9%))。</li> </ul> <p data-bbox="152 497 546 529"><b>(2) 事業の収支等の公開状況</b></p> <p data-bbox="188 534 322 566">(勧告要旨)</p> <ul data-bbox="165 571 1093 683" style="list-style-type: none"> <li>○ 財務諸表及び事務・事業の実施に係る収支状況を適切にインターネットで公開すること。(国家公安委員会(警察庁)、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省)</li> </ul> <p data-bbox="188 687 322 719">(調査結果)</p> <ul data-bbox="165 724 1106 908" style="list-style-type: none"> <li>○ 検査検定制度について、公益事業の収支の内訳が分かる検査料等支出明細書等を公開していないもの(45法人の61事業(70.1%))</li> <li>○ 資格制度について、公益事業の収支の内訳が分かる検査料等支出明細書等を公開していないもの(70法人の199事業(81.6%))</li> </ul> <p data-bbox="152 951 517 983"><b>(3) 引当資産の積立状況等</b></p> <p data-bbox="188 987 322 1019">(勧告要旨)</p> <ul data-bbox="165 1024 1093 1287" style="list-style-type: none"> <li>○ 公益法人のうち特例民法法人については、引当資産の内容を厳しく精査し、内部留保率が30%を超える場合には、改善のための指導を徹底すること。 また、引当資産の精査結果を踏まえ、委託等事業又は推薦等事業による剰余金については、手数料等の引下げ等の原資とすること。(総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)</li> </ul> <p data-bbox="188 1292 322 1324">(調査結果)</p> <ul data-bbox="165 1329 1106 1441" style="list-style-type: none"> <li>○ 必ずしも特定の支払いに充てることが明瞭で、かつ、その支払い等が明確に予定されているとはいえない不適切な引当資産が36資産(23法人)</li> </ul>	<p data-bbox="1137 234 1308 266">&lt;改善状況&gt;</p> <ul data-bbox="1137 271 2107 454" style="list-style-type: none"> <li>→ 指摘した14法人の19事業のうち、区分経理を実施したものが5法人の9事業、実施予定などのものが9法人の10事業</li> <li>→ 指摘した35法人の128事業のうち、区分経理を実施したものが8法人の12事業、実施予定などのものが27法人の116事業</li> </ul> <p data-bbox="1137 687 1308 719">&lt;改善状況&gt;</p> <ul data-bbox="1137 724 2107 908" style="list-style-type: none"> <li>→ 指摘した42法人の56事業のうち、検査料等支出明細書等を公開したものが12法人の20事業、公開予定などのものが30法人の36事業</li> <li>→ 指摘した65法人の192事業のうち、検査料等支出明細書等を公開したものが29法人の134事業、公開予定などのものが40法人の58事業</li> </ul> <p data-bbox="1137 1292 1308 1324">&lt;改善状況&gt;</p> <ul data-bbox="1137 1329 2107 1441" style="list-style-type: none"> <li>→ 指摘した23法人の36資産のうち、見直しを行ったものが16法人の26資産、見直し予定などのものが7法人の10資産 〔改善事例〕</li> </ul>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p><b>3 申請手続の負担軽減等の推進</b>  <b>(1) 申請手続の負担軽減</b>  (勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>申請手続の簡素化を図る余地があるものについては、利用者の負担軽減等を推進する観点から、見直しを行うこと。</p> </div> <p>(調査結果)</p> <p>○ 更新検査等の受検申請に際して、新規検査等の際に一度提出させた書類と同一のものを再度提出させているなど、改めて書類の提出を求めないようにする余地があるもの (3制度 (3事業))</p> <p>○ 受験申請等に際して、受験資格の審査等に必ずしも必要のない書類の提出を求めているもの</p> <p>i) 中学校卒業が受験資格の一つとされており、それを確認するために出身学校の卒業証明書の提出を求めているが、現在ではほとんどの者がその要件を満たしていることから、一律にこれを提出させる必要性が乏しいなどのもの (2制度 (3事業))</p> <p>ii) 申請書に学歴や勤務先などの事項を記載させているにもかかわらず、別途同様の内容を記載した履歴書を提出させているもの (3制度 (3事業))</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財団法人電子科学研究所において、保有する引当資産の内容を精査し、テキスト積立金 (2,000万円) を廃止</li> <li>・ 財団法人日本無線協会の建物整備積立資産及び事務所整備積立資産 (計1億2,270万円) について、講習料金の引下げの原資に充当</li> </ul> <p>&lt;改善状況&gt;</p> <p>→ 指摘した3事業のうち、見直しを行ったものが2事業、見直しを検討中のものが1事業</p> <p>[改善事例]</p> <p>一般社団法人日本ガス機器検査協会が実施している特別特定製品の適合性検査に関する更新検査の申請において、新規の検査の申請時に一度提出させた書類について、改めて提出を求めないよう業務規定を改定した。</p> <p>→ 指摘した3事業のうち、見直しを行ったものが1事業、見直しを検討中のものが2事業</p> <p>[改善事例]</p> <p>平成23年度に社団法人日本食品衛生協会等3団体共催で開催された食鳥処理衛生管理者の講習会では、受講申請の際に卒業証明書等の学歴を証明する書類の提出は求めないこととした。</p> <p>→ 指摘した3事業のうち、見直しを行ったものが2事業、見直しを検討中のものが1事業</p> <p>[改善事例]</p> <p>社団法人日本水道協会が実施している水道技術管理者の講習につい</p>

主  な  勸  告  事  項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>○ 受験申請等に際して、申請書等をホームページに掲載し、無償で入手できるようにする余地があるもの（2制度（3事業））</p> <p>○ 受験申請等に際して、申請書等の配布、受付を窓口のみに限定し、かつ受付期間を5日間に設定するなど制限しているもの（1制度（2事業））</p> <p>○ 免許申請に際して、法令に規定がなく、免許要件とはなっていない事項を確認する書類を提出させているもの（1制度（1事業））</p> <p>○ 受験申請等に際して、本人確認等のために戸籍の謄本又は抄本を提出させているが、住民票の写しの提出等で代替する余地があるもの（1制度（1事業））</p> <p>○ 認定申請に際して、提出する書類について過剰な部数を求めているもの（3制度（3事業））</p>	<p>て、平成24年度から履歴書の提出を不要とし、申込書のみの提出を求めることとした。</p> <p>→ 指摘した3事業のうち、見直しを行ったものが2事業、見直しを検討中のものが1事業 〔改善事例〕 財団法人ビル管理教育センターが行っている建築物環境衛生管理技術者の試験について、平成24年度実施試験の受験申請書を当該法人のホームページに掲載し、受験希望者がダウンロードできるようにした。</p> <p>→ 指摘した建築士制度に関して、財団法人建築技術教育普及センターが実施している試験及び公益社団法人日本建築士会が実施している登録について、郵送受付、受付期間の延長等を行うよう検討中。</p> <p>→ 指摘したクリーニング師の免許の申請について、法令に規定がない健康診断書の提出を求めていることについて、適切な対処を促すことを検討中。</p> <p>→ 指摘したクリーニング師の免許の申請について、戸籍の謄本又は抄本に替えて、住民票の写しを提出することを検討中。</p> <p>→ 指摘した2事業については、いずれも見直しを検討中。</p>
<p><b>（2）資格取得要件の緩和等</b> <b>（勧告要旨）</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>資格取得・更新の要件として、利用者に必要以上の負担を課しているものについては、利用者の負担軽減等を推進する観点から、見直しを行うこと。</p> </div> <p><b>（調査結果）</b></p> <p>○ 義務教育制度により、ほとんどの者が中学校を卒業しているにもかかわらず、資格の取得要件として、中学校卒業以上の学歴という不要</p>	<p><b>&lt;改善状況&gt;</b></p> <p>→ 指摘した2事業については、いずれも見直し予定などのもの。 〔改善事例〕</p>

主 な 勸 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>な要件を求めているもの（2制度（2事業））</p> <p>○ 講習の受講頻度やその在り方を見直す必要があるとみられるもの</p> <p>i) 講習の受講頻度やその在り方について見直す必要があると考えられるもの（1制度（1事業））</p> <p>ii) 法制度の仕組みや業務の具体的な実施方法など、資格者として業務を行うに当たり必要とされる基本的知識として、資格取得時の講習で修了することとされているにもかかわらず、資格取得後も、その更新のために毎年、これと同内容の講習の受講を義務付けているなど必要性の乏しい講習を実施しているもの（2制度（3事業））</p> <p>○ 資格取得のための試験又は講習において、関連する他の資格を取得する際に既に修得している科目と共通する科目について、受験等が免除されていないもの（2制度（3事業））</p> <p>○ 法令上、資格者名簿への登録は任意とされ、登録の有無によって資格者としての役割や業務内容等に差が生じるものではないにもかかわらず、競争契約の参加資格の審査において、名簿に登録されている資格者のみ加点することとされているため、未登録者が不利益を受けているもの（1制度（1事業））</p> <p>○ 法令上、試験合格後又は講習修了後に、主務大臣から免状の交付を受けることにより取得することとされている資格について、都道府県等が条例に基づき、当該免状に加えて、これと記載内容が重複する資格証明書の取得を義務付けており、必要性の乏しい証明書の取得を求めているもの（1制度（1事業））</p> <p>○ 受検者数が継続して少なくなっている資格について、その社会的必</p>	<p>食鳥処理衛生管理者の講習の受講要件について、法律改正し、学歴要件を不要とする予定。</p> <p>→ 指摘した財団法人日本無線協会が実施している無線従事者の主任講習について、講習科目数を減らし、受講頻度についても見直し中。</p> <p>→ 指摘した3事業については、いずれも見直し予定などのもの。 〔改善事例〕 公益社団法人全国ビルメンテナンス協会が実施している清掃作業従事者の講習について、平成24年10月までに、研修の必要性及びその内容について検討し、措置する予定。</p> <p>→ 指摘した3事業のうち、見直しを行ったものが2事業、見直しを検討中のものが1事業 〔改善事例〕 社団法人産業環境管理協会及び社団法人日本砕石協会が実施している公害防止管理者の講習について、平成24年度から科目免除を実施することとした。</p> <p>→ 指摘した建築設備士の資格者名簿については、国土交通省の競争契約の参加資格の審査において、建築設備士の資格を保有していれば、適切に取り扱われるよう対応を検討することとしている。</p> <p>→ 指摘した浄化槽管理士の資格証明書の必要性については、今後検討していく。</p> <p>→ 指摘した4事業のうち、見直しを行ったものが1事業、見直しを検討</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>要性を勘案し、統廃合を検討しているが、更なる見直しを行う余地があると考えられるものや、試験事業の効率化を図る観点から、類似するとみられる他の資格との事務の共通化を行うことなどについて検討を行う必要があると考えられるもの（4制度（4事業））</p> <p><b>（3）利用者への配慮</b> （勧告要旨）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>利用者への配慮が十分になされていないものについては、利用者の負担軽減等を推進する観点から、見直しを行うこと。</p> </div> <p>（調査結果）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 受験者の業務の繁忙期に試験日を設定しているため、毎年、受験を申し込んだ多くの者が受験を辞退せざるを得なくなっているもの（1制度（1事業））</li> <li>○ 受講者の技能等を考慮して受講科目を免除しているが、免除により、受講カリキュラムに大きな空きが生じ、特に遠方からの受講者に不要な滞在費の出費などの負担が発生し、受講者への配慮に欠けているもの（1制度（1事業））</li> <li>○ 手数料等の割引条件など利用者に対する情報の提供が不十分となっている例 <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 検査件数等に応じて手数料等の割引を行うこととしているにもかかわらず、申請者に対しては、その具体的な割引条件や割引額を明らかにせず、標準的な手数料等のみを示すにとどまっているため、申請者が割引制度の内容を把握することができないもの（1制度（1事業））</li> <li>ii) 受検者が選択することとなっている検査の種類ごとに、標準的な手数料等及び最大割引額が示されているが、具体的な割引条件等が不明確となっているほか、手数料等の全額が無料になると受検者が誤解するおそれのある料金表示等を行っているもの（1制度（1事業））</li> </ul> </li> </ul>	<p>中のものが3事業</p> <p>[改善事例]</p> <p>平成23年11月2日付けで職業能力開発促進法施行令を改正し、金属研磨仕上げ、製材のご目立て、竹工芸、ガラス製品製造、れんが積み、コンクリート積みブロック施工及び建築図面製作の7職種を廃止し、平成24年度中に木工機械整備職種と機械木工職種を統合する予定。</p> <p>＜改善状況＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 指摘した一般社団法人日本旅行業協会が実施している旅行業務取扱管理者の試験については、平成23年度の受検申込者に対し、アンケート調査を実施した結果、過半数（60.1%）から現在の実施月が望ましいとの回答を得たため、引き続き、現在の日程で実施することとしたい。</li> <li>→ 指摘した一般財団法人日本建築設備・昇降機センターが実施している建築設備検査資格者の講習の受講カリキュラムを改善することについて検討中。</li> <li>→ 指摘した財団法人食品薬品安全センターが実施している簡易専用水道の管理の検査について、検査料金の内訳・割引条件・割引額、資格取得要件などの基本的な情報の利用者への提供を実施した。</li> <li>→ 指摘した自動車検査（継続検査）については、自動車使用者が整備事業者や受検代行業者に支払う料金における手数料等の内訳などの情報が的確に利用者に提供されるよう、関係者に対して指導を行う予定。</li> </ul>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>業))</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法令等では義務付けられていない講習の受講や資格者名簿への登録について、資格の取得等のために必須であるかのような誤った情報をインターネット等に掲載しているもの(2制度(2事業))</li> <li>○ 試験問題及び解答について、インターネットによる無償の公開が可能であると考えられるにもかかわらず、全く公開していないもの、有償で公開しているものなど不十分な公開状況となっている(44制度(44事業、80.0%))</li> </ul> <p><b>4 指導監督の徹底</b> (勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>関係府省は、検査検定制度及び資格制度に係る公益法人等の事務・事業の実施状況、財務・会計の状況等を的確に把握し、適切な指導監督の実施を図る観点から、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 公益法人に対して立入検査を適切に行うこと。特に法人所管府省と制度所管府省が異なる場合には、両者が十分に連携を図ること。(総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省)</p> </div> <p>(調査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 立入検査について、法人所管府省及び制度所管府省の両者が連携を十分に図っているとはみられないものが38公益法人でみられた。</li> <li>○ 立入検査における公益法人に対する指摘の内容をみると、今回、前記項目1から3までにおいて本省が指摘したような手数料等の設定を見直す必要があるものなど利用者の負担軽減等に係る観点からの指摘については、いずれの立入検査においても行われていない。</li> </ul>	<p>→ 指摘した2事業については、いずれも見直しを行った。 〔改善事例〕 社団法人全国火薬類保安協会が、誤解を招くホームページの掲載について削除を行うとともに、謝罪を掲載した。</p> <p>→ 指摘した44事業のうち、見直しを行ったものが20制度、見直し予定などのものが24事業 〔改善事例〕 気象予報士の試験を実施している一般財団法人気象業務支援センターにおいて、過去3年分の試験問題及び解答をインターネットで公開した。</p> <p><b>&lt;改善状況&gt;</b></p> <p>→ 指摘した38法人のうち、立入検査を行ったものが13法人、今後行う予定のものが25法人。 〔改善事例〕 社団法人日本放射線技師会で実施された放射線障害防止法に基づく定期講習の実施日に合わせて、当該法人所管省庁である厚生労働省に事前に連絡をした上で、同法人への立入検査を実施し、当該定期講習が適切に行われていることを確認した。</p>

主  な  勸  告  事  項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>(勸告要旨)</p> <p>② 今回当省が詳細調査の対象とした公益法人のほか、対象としていない公益法人等についても、これら法人に対する指導監督を行う際には、当省がチェック事項として整理した自己点検表を参考にするなどして点検を行うこと。また、点検結果に基づき、速やかに必要な改善措置を講ずること。(内閣府、国家公安委員会(警察庁)、金融庁、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)</p>	<p>&lt;改善状況&gt;</p> <p>→ 指摘した12府省のうち、点検を終えたものが2府省、点検中のものが10府省。</p> <p>[改善事例]</p> <p>警察庁において、一般社団法人警備員特別講習センター及び有限会社空港保安警備教育システムに対して点検を実施したところ、手数料等の積算根拠、財務諸表をインターネットで公開していなかったことから、当該法人に対してこれらを公開するよう指導を行うなど、必要な改善措置を講じた。</p>